

環境基本計画を策定するにあたっての主な課題と骨子(案)の考え方

1 計画の対象

○現行計画

- ・現行計画では、対象とする分野を「自然環境」「生活環境」「環境活動」の3分野としています。

○課題

- ・資料2などで概観したように、本計画において環境全体を俯瞰しようとする、上記3分野で環境を捉えることには無理が生じていると考えられます。
 - 現行計画では、「地球温暖化(地球環境)」が「自然環境」に含まれています。
 - 同様に、「ごみ・廃棄物」が「生活環境」に含まれています。
 - 現行計画の「自然環境」では、「生物多様性」が表面的には出てきていません。

○考え方・方針

- ・守谷市環境基本条例(平成11年条例第1号)前文では、「自然環境」「生活環境」「地球環境」「循環型社会」「市民の責務」という括りで述べられています。
- ・国、県等においても、近年は環境の分野を「地球環境」「廃棄物・資源循環型社会」他という分野で示されています。
- ・これらを踏まえると、現行計画の区分を改める方がわかりやすいのではないかと考えられます。

現行計画の区分	⇒	新計画の区分(案)
自然環境		脱炭素社会・地球環境
		自然環境・生物多様性
生活環境		資源循環・廃棄物
		生活環境
環境活動		環境活動・市民行動

2 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ

○現行計画

- ・「区域施策編」は令和6年度策定のため、現行計画p.3には位置づけられていません。

○課題

- ・環境基本計画との関係を新たに位置づける必要があります。
- ・現行計画p.3では、事務事業編が環境基本計画の下位計画として位置づけられています。

○考え方・方針

- ・区域施策編は、事務事業編と同様に、環境基本計画の下位計画として位置づけます。
- ・環境基本計画に記載する施策・取組は、区域施策編で示される対策・施策(区域施策編p.31～52)の各項目を重複引用し、整合を図る考えです。

3 生物多様性地域戦略の位置づけ

○現行計画

- ・「生物多様性地域戦略」は、「第二次守谷市緑の基本計画」に包含されており、また、令和3年度策定のため、現行計画p.3には位置づけられていません。

○課題

- ・環境基本計画との関係を新たに位置づけることが必要です。
- ・現行計画p.3では、「緑の基本計画」は「環境基本計画」と同レベルの関係にあります。生物多様性分野は、p.1の『1 計画の対象』で整理したように、環境基本計画に包含し、検討する必要があると考えられます。

○考え方・方針

- ・「生物多様性地域戦略」は、環境基本計画の関連計画として位置づけ、「緑の基本計画」に内包されている注釈で表す方法が考えられます。
- ・環境基本計画に記載する施策・取組は、緑の基本計画で示される推進施策(緑の基本計画 p.48～65)の各項目のうち、生物多様性に係るものを重複引用し、整合を図る考えです。

4 現行計画による進捗状況〈進捗が思わしくない指標などの課題〉

○現行計画

- ・現行計画において設定した指標(目標値)の達成状況を整理しました。(資料3参照)

○課題

- ・資料3で整理したように、指標による進捗状況において、次の課題が整理されます。
 - 「ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合」がH26 現状値 82.1%から横ばいで推移し、目標値(90.0%)までは改善されていません。
 - 「環境に関する市民活動団体構成人数」は、H26 現状値 412 人から減少傾向を示し、現状維持を目指す目標値(420 人)からは減少することが見込まれます。
- ・現行計画の指標のほか、総合計画において新たに環境に関する指標が設定されています。

○考え方・方針

- ・現行計画の環境指標及び目標値については、市関係部局への確認等が必要
- ・総合計画で新たに設定された指標・目標値と、調整・整合を図っていくことが必要
- ・「ごみの分別収集」については、このアンケート結果だけではなく、一般廃棄物の量が減少している実態も踏まえ検証する考えです。
- ・「環境市民団体人数」の減少は、市民団体の高齢化、活動の停滞も含めた課題と想定されることから、p.1の『1 計画の対象』の考え方・方針で示した、新計画の区分(案)「環境活動・市民行動」の中で施策等を整理する考えです。

5 環境基本計画やゼロカーボンシティの認知度の低さ〈アンケート調査〉

○現行計画

- ・現行計画p.22～25では、「環境基本計画」が認知されていないことに対する施策は示されていません。

○課題

- ・「環境基本計画」が認知されていないということは、市民・事業者の行動（環境に配慮した取り組み方）も伝わっていないため、環境基本計画及び計画で推進しようとする取組（市民・事業者の行動指針）を周知していくことが前提となります。

○考え方・方針

- ・例えば、本計画に包含する地球温暖化実行計画（区域施策編）においては、市民・事業者
に省エネ行動、省エネ機器への買い替え、省エネ住宅への建て替えなどに取り組んでもら
わなければ、ゼロカーボンは達成できません。
- ・したがって、市民・事業者への環境行動の働きかけ方が重要となります。⇒次項へ

6 市民・事業者への環境行動の働きかけ方

○現行計画

- ・現行計画p.15、19、25に、各取組（施策）における「市民、事業者の行動」が具体的に示されています。

○課題

- ・「環境基本計画」が認知されていないということは、市民・事業者の行動（環境に配慮した取り組み方）も伝わっていないため、環境基本計画及び計画で推進しようとする取組（市民・事業者の行動指針）を周知していくことが前提となります。

○考え方・方針

- ・どのようにすれば、市民・事業者に伝えることができるか、検討が必要です。
- ・環境基本計画のわかりやすさ、情報提供の方法、情報提供の媒体・手段なども含め検討する必要があります。

■現行計画から次期計画への骨子(案)の変更案

第2次守谷市環境基本計画 《現行計画》	第3次守谷市環境基本計画 《次期計画》【案】
第1章 計画の概要	第1章 計画改定の背景と目的
1-1 計画の目的・役割	第2章 計画の基本的事項
1-2 計画の位置付け	1-1 計画の目的・役割
1-3 計画の期間	1-2 計画の位置付け
1-4 計画の対象	1-3 計画の期間
1-5 計画の推進主体	1-4 計画の対象
第2章 計画策定の背景	1-5 計画の推進主体
2-1 守谷市を取り巻く環境の変化	第3章 本市を取り巻く環境の課題
(1) 自然環境	3-1 市域の概況
(2) 生活環境	3-2 本市を取り巻く環境の変化
(3) 環境活動	3-3 現行計画の進捗状況
第3章 計画の体系、基本目標、その目標 に向けた取組	3-4 市民意識の把握
3-1 望ましい環境像	3-5 本市の環境課題と今後の方向性
3-2 計画の体系	第4章 本市の望ましい環境像と基本理念
3-3 基本目標、その目標に向けた取組	4-1 望ましい環境像
(1) 自然環境について	4-2 基本理念
(2) 生活環境について	第5章 実現に向けた基本目標と環境施策
(3) 環境活動について	5-1 施策の展開方向と基本目標
	5-2 計画の体系
	5-3 基本目標ごとの施策の展開
	基本目標1 脱炭素社会の構築
	基本目標2 生物多様性の保全と回復
	基本目標3 資源循環型社会の構築
	基本目標4 安全で安心な生活環境の形成
	基本目標5 環境行動と人づくり
第4章 計画の推進及び進行管理	第6章 計画の推進及び進行管理
4-1 計画の推進	5-1 計画の推進体制
4-2 計画の進行管理	5-2 計画の進行管理